

○民事訴訟法の学習方法

1 民事訴訟法とは

- ・ 民事裁判の手続を定めた法律。
→民事裁判手続の概要（流れ）を頭に入れた上で勉強するのが良い。
- ・ また、民事裁判とは、民法や会社法を始めとする民事実体法に基づいた請求を審査するもの。
→民事実体法の理解なくして民事手続法の理解なし。
また、民事手続法の理解なくして民事実体法の理解なし。
2年生になってから、要件事実の学習は必須。

2 民事裁判の大きな流れ

① 訴えの提起



② 訴えの審理



③ 訴えの終了



控訴すれば、また①に戻る。（＝民事裁判の円環構造）

- 基本書を読むときは、今読んでいる箇所は民事裁判の流れの中でどの部分にあたるのか（いわば現在地）を常に意識する。
民事裁判上の位置を無視して民事訴訟法を勉強するのは良くない。

3 基本事項の徹底、基本事項からの説明。

- (1) 民事訴訟法は、他の科目よりも、より一層論理的な説明が要求される。
- (2) 用語の意味・趣旨を正確に理解した上で記述できないと合格ラインに達しない。
- (3) 基本書をよく読む。たとえば、「弁論主義とは何か」「既判力とはどの範囲に生じるのか」等の基本的事項には、正確かつ即答できるように→今年度中にはこのレベルまでは達したい。

- (4) そして、答案での記述は、上記基本事項から論理を緻密に積み上げるイメージ。たとえば、「弁論主義は適用されるか」という趣旨の問いだとすれば、「弁論主義とは〇〇である。そのため、原則として弁論主義の適用はない。しかし、本件では・・・」という感じ。

4 使ってた書籍

- ・ 和田吉弘『基礎からわかる民事訴訟法』商事法務
- ・ 高橋宏志ほか『民事訴訟法判例百選』有斐閣
- ・ 山本和彦編『LawPractice 民事訴訟法』商事法務
- ・ 薮口康夫『ロースクール演習 民事訴訟法』法学書院
- ・ 三木浩一ほか『民事訴訟法』有斐閣

※用語の意味を見たりするため。いわば辞書として使ってました。

○刑事訴訟法の学習方法

1 刑事訴訟法とは

刑事裁判の手続を定めた法律。

刑事裁判が始まるまでの手続として、捜査に関するルールも定めている。

→なので、刑訴法は、大きくわけて「捜査」と「公判」の二段階に分かれている。

2 刑事訴訟法の大きな流れ

① 捜査の端緒（犯罪の覚知）

職務質問、所持品検査

↓

② 捜査

強制処分、任意捜査、逮捕・勾留、搜索・差押え等々・・・

↓

③ 起訴（公訴提起）

↓

④ 公判手続

証拠による事実の認定、証拠能力、証明力

3 基本事項の徹底、事実の評価

- (1) 刑訴法も、基本事項は正確に理解する。「強制処分法定主義とは何か」「捜索・差押えができる対象は」「証拠の自然的関連性とは何か」「伝聞証拠と非伝聞はどのように区別するか」などです。
- (2) 民訴法との違いは、法解釈の論理的な部分よりも、事実認定に重きが置かれているところです。解釈パートは判例の基準を理由付けとともにさっと書いて、とにかく「事実の指摘→事実の評価→当てはめ」を重点的にやること。

4 使ってた書籍

- ・ 宇藤崇ほか『刑事訴訟法』有斐閣
- ・ 井上正仁ほか『刑事訴訟法判例百選』有斐閣
- ・ 亀井源太郎『ロースクール演習 刑事訴訟法』法学書院
※これは本当にオススメです。
- ・ 栗田知穂『エクササイズ刑事訴訟法』有斐閣
※これも本当にオススメです。

○行政法の学習方法

1 行政法とは

- ・ 「行政法」という法律はない。
- ・ 「行政法」の学習対象は、建築基準法や都市計画法など、行政（国）と個人との関係を定めた無数の“個別法”に共通する、基本的な考え方（解釈の手法）である。

- ・ また、「行政法」では、実体法と手続法の両方をまとめて学習することになる（民法と民訴法をまとめて学習するようなイメージ）。

2 行政法の学習方法

- (1) 基本的には、基本書で用語の意味や趣旨、判例の判断枠組みを学習することになる。
- (2) 行政事件の裁判手続を定めた行政事件訴訟法では、訴訟要件が頻出。処分性、原告適格、訴えの利益など超頻出のものはもちろん、各訴えごとに用意された訴訟要件を正確に列挙し、それぞれの意義や判断枠組みをしっかり理解し覚えること。
- (3) 実体法では、行政機関のする処分の違法性が問われることが多い。処分の違法は、手続的違法と実体的違法の両方の観点から検討する。まずは、訴訟類型毎の手続的・実体的な要件を正確に把握し、要件を充足するかどうかを検討することから（他科目でやっていることです）。
 - ア 手続的違法とは、行政手続法を基本に、履行すべき手続をやらずに行政処分を行ったような場合。
 - イ 実体的違法とは、各法律で定められた処分要件を充足していないのに処分をやった場合。
→ただし、違法性の内容は訴訟類型によって異なることに注意。

3 使ってた書籍

- ・ 橋本博之『行政判例ノート』弘文堂
- ・ 大橋洋一『行政法Ⅰ（現代行政過程論）』、『Ⅱ（現代行政救済論）』有斐閣
- ・ 土田伸也『基礎演習行政法』日本評論社
- ・ 曾和俊文ほか『事例研究行政法』日本評論社
- ・ 大島義則『行政法ガール』法律文化社（部分的に）